

平成 21 年 11 月から

名古屋市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 が始まります

単身世帯等で、かつ、重度訪問介護等のサービスをご利用中でご自身の意思を伝えることが難しい重度障害者の方が、病院（精神科病院を除く）に入院された場合に、障害者の方の意思を伝えることに慣れたヘルパー（介護従事者）を利用することにより、医師や看護師との意思疎通を円滑にする事業が、平成 21 年 11 月から始まります。

【制度の概要】

○対 象 者	<p>市内在住の在宅の障害者で、次のすべてに当てはまる方</p> <p>①単身又はこれに準ずる世帯の方で介護者がいない方 ※準ずる世帯とは、同居者が重度障害者や、要介護認定を受けている方、児童のみで構成され、それを理由に入院先での支援ができない場合が該当します。 同居する家族の就労や、介護者の休息を理由とした場合は、該当しません。</p> <p>②重度訪問介護又は行動援護の対象者で、在宅サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給決定を受け、現在それらのサービスを利用中の方</p> <p>③障害程度区分の認定調査項目の次の項目が、いずれも「できる」以外に該当する方 「6-3 ア. 意思の伝達」 「6-3 イ. 本人独自の表現方法を用いた意思表示」 ※ただし認定調査時には「できる」に該当していたが、入院時にはいずれの項目も「できる」に該当しない程度の状態と医師の意見書により確認できる場合を含みます。</p>
○支援期間等	<ul style="list-style-type: none">・原則利用開始日から 14 日まで（30 日まで延長可能）・利用開始日から 14 日まで：1 日当たり 10 時間以内・15 日以降 30 日まで：1 日当たり 5 時間以内
○利用方法	<p>お住まいの区の区役所福祉課（精神障害者の方は保健所保健予防課）でご相談のうえ、あらかじめ認定の申請をしてください。 対象者として認定された方は、入院時に改めて利用申請していただき、事業者と契約の上でご利用いただきます。</p>
○利用者負担	<p>原則 1 割負担<※ 詳細は裏面をご覧ください。> ※なお、この事業の負担額と、他にご利用中の障害福祉サービスの負担額を合算し、その上で、障害福祉サービスの上限額の範囲内のご負担となります。</p>

〈お問合せ先〉 区役所福祉課福祉係（精神障害者の方は保健所保健予防課）

（名古屋市健康福祉局）

【利用者負担について】

1日ごと、1事業者ごとに、下表により計算します。

なお、この事業の負担額と、他にご利用中の障害福祉サービスの負担額を合算し、その上で、障害福祉サービスの上限額の範囲内のご負担となります。

サービス提供時間	利用者負担額（円）
～1 時間	180
～2 時間	350
～3 時間	510
～4 時間	670
～5 時間	830
～6 時間	980
～7 時間	1,130
～8 時間	1,280
～9 時間	1,430
～10 時間	1,580

（注）複数の事業者をご利用した場合、サービスの調整を行った1つの事業者
に「サービス利用管理加算」として200円が、1回の入院で1つの事
業者にのみ加算されて利用者負担額が計算されます。